

# 監査報告書

2019年6月14日

公立大学法人公立諏訪東京理科大学  
理事長 唐澤 範行 様

公立大学法人公立諏訪東京理科大学

監事

柴田博康



監事

河嶋恒平



地方独立行政法人法第13条第4項並びに公立大学法人公立諏訪東京理科大学定款第9条第7項及び公立大学法人公立諏訪東京理科大学監事監査規程第3条の規定に基づき、公立大学法人公立諏訪東京理科大学の2018年4月1日から2019年3月31日までの第1期事業年度における業務を監査したので、以下のとおり報告します。

## 1 監査方法の概要

監事2名は、毎月開催される理事会に出席するとともに、法人の重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取し、重要な書面及び証拠書類等を閲覧し、関係部署の職員から業務及び財産の状況を調査した。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討した。

## 2 監査の結果

- (1) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)は、公立大学法人公立諏訪東京理科大学の財政状態及び運営状況を適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、業務の運営の状況を適正に表示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、予算区分に従い決算の状況を適正に表示しているものと認める。
- (5) 2019年度の年度計画につき設立団体の長への届出が地方独立行政法人法第27条1項に定める期限を徒過したが、新年度の年度計画は新たに就任した学長及び事務部長の新体制のもとで作成されることが望ましいこと、公立大学としての新年度の決算を受けて作成することが相当であること等の点に鑑みれば同条の期限徒過は不適法にはあたらないものと認める。その他については、理事長、副理事長及び理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

以上